

手続きチェックシート

⑥京都市外へ転出されるとき

京北出張所等の窓口で行える主な手続きを示していますが、全てを示しているわけではありません。
他の手続き・書類が必要な場合もありますので、御理解いただきますようお願いいたします。

チェック欄	届の種類	誰が	必要なもの	窓口の番号	担当
☐	転出届 転出する日までに	本人 又は 世帯主 代理人	☐ 窓口に来られる方の本人確認書類 （運転免許証、パスポート等） ☐ マイナンバーカード（国外転出の方） ☐ （代理人の場合は）委任状 ※出張所が発行する転出証明書を持って転出先の市区町村で 転入の手続きをしてください。	①	戸籍住民担当
☐	印鑑登録	本人 又は 代理人	☐ 印鑑登録証（カード）を返却してください。 ■転出予定日までは印鑑登録証明書の請求が出来ますが、 「印鑑登録証」の提示が必要です。		
☐	転校手続（中学校）	転校前の学校に転学届を提出し、在学証明書・教科用図書給与明細書 を受け取ってください。			
☐	転校手続（小学校）				
☐	国民健康保険 転出した日から14日以内	本人 又は 世帯主	☐ 国民健康保険資格確認書又はマイナンバーカード ☐ マイナンバー通知カードと届出人の本人確認書類（運 転免許証・パスポート等） ☐ 代理人の場合は委任状と本人確認書類 ■未納の保険料がある場合は、精算をお済ませください。	②	保健福祉第一担当
☐	後期高齢者医療 転出した日から14日以内	本人 又は代理人	☐ 後期高齢者医療資格確認書 ☐ マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード ☐ 届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート等） ☐ 代理人の場合は委任状と本人確認書類		
☐	重度障害老人健康管理費 転出した日から14日以内	本人 又は 代理人	☐ 重度障害老人健康増進事業対象者証 ☐ 代理人の場合は委任状と本人確認書類		
☐	国民年金（加入者） 転出した日から14日以内	本人 又は 世帯主	手続きは不要です。但し、海外転出される場合で任意加 入を希望される場合は手続きが必要です。手続きされる場 合は、転出前住所地を所管している年金事務所宛にお問い 合わせください。	-	
☐	国民年金（受給者） 転出した日から14日以内	本人	「年金受給権者住所・支払機関変更届」の提出が必要な 場合があります。新しい住所地を所管している年金事務所 に確認してください。	年金事務所	
☐	介護保険 （65歳以上の方） 転出した日から14日以内	本人 又は 家族	☐ 介護保険被保険者証 ☐ 各種減額証（お持ちの方のみ） ☐ マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード及び 本人確認書類 ☐ 届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート等） ☐ 代理人の場合は委任状 ■要介護認定を受けている方 は、受給資格証明書を受け 取ってください。	②	保健福祉第一担当
☐	敬老乗車証 転出届出後		敬老乗車証の返還は、敬老乗車証交付事務センターで 行っていますが、右記窓口でも案内できます。		
☐	老人医療 転出届出後	本人	☐ 福祉医療費受給者証		
☐	重度心身障害者医療 転出届出後				
☐	ひとり親家庭等医療 転出届出後				
☐	児童手当 転出届出後	受給者又は代理人	■新しい住所地でも転出予定日から15日以内に手続きをしてください。 （申請の受付は市役所*で行っていますが、右記窓口でも申請できます。）		
☐	子ども医療 転出届出後	父母又は代理人	☐ 子ども医療費受給者証 （申請の受付は市役所*で行っていますが、右記窓口でも申請できます。）		

*京都市子ども家庭支援課分室 TEL222-3777

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 北庁舎6階

チェック欄	届の種類	誰が	必要なもの	窓口の番号	担当
☐	児童扶養手当 転出届出後（受給者）	ひとり親家庭等の 父 又は 母	☐ 手当証書 ■ひとり親世帯での転出の場合は、住所変更（転出）及び新しい 住所地で住所変更（転入）の手続きをしてください。	②	保 健 福 祉 第 一 担 当
☐	身体障害者手帳	本人 又は 代理人	☐ 住所変更届 ■身体障害者手帳は 新しい住所地で手続きをしてください。		
☐	療育手帳		☐ 療育手帳 （返還手続きのため）		
☐	特別児童扶養手当 （受給者）	父 又は 母	☐ 住所変更届 ■新しい住所地で申請手続きをしてください。		
☐ ☐	特別障害者手当 障害児福祉手当 転出した日から14日以内	本人 又は 代理人	☐ 手続き不要 ■新しい住所地で手続きをしてください。		
☐	125CC以下のバイク、小型特殊自動車、ミニカー、特定小型原付の廃車申告	本人 又は 代理人	右記までお問合せください。	④	庶務担当
☐	乳幼児健康診査 〔4歳以下の 子どもがいる方〕	保護者	特に必要なものはありません。	③	保 健 福 祉 第 二 担 当
☐	小児慢性特定疾患の 医療費の公費負担	保護者	☐ 医療受給者証 ■新しい住所地で手続きをしてください。（受給者証の写し持参）		
☐	自立支援医療費の 公費負担（育成医療費）	保護者	☐ 医療受給者証 ■新しい住所地で手続きをしてください。		
☐	特定疾患の医療費の 公費負担	本人 又は 代理人	☐ 医療受給者証		
☐	肝炎治療の公費負担	本人 又は 代理人	■府内への転出の場合は、新しい住所地で手続きをしてください。 ■府外への転出の場合は、新しい住所地で手続き後、受給者証を京 都府健康対策課へ送付してください。		
☐	被爆者健康手帳	本人 又は 代理人	特に返還の必要はありません。 ■新しい住所地で手続きをしてください。		
☐	精神保健福祉手帳				
☐	自立支援医療 （精神通院）				
☐	旅館届出		保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター（TEL 075-746-7209）		
☐	飲食店等営業許可		保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター 西部担当（TEL 075-746-7214） ※生活衛生・食品・犬猫等に係る身近な相談、事業者からの 許可の更新・住所変更の届出等簡易なものは、 右京区役所医療衛生コーナー（TEL 075-366-0115）		
☐	クリーニング業等の 届出				
☐	興行場の届出				
☐	公衆浴場届出				
☐	理容所、美容所届出				
☐	犬猫に関する相談				
☐	飼い犬登録変更		■新しい住所地で手続きをしてください。		
☐	水道・下水道の使用 中止、名義変更	本人 又は 家族	☐ 使用されていた水道お客さま番号及び転出先住所	⑤	上 下 水 道 局

※ 上記以外の書類が必要になることがあります。